

	(イ) 負担金の決定 手続の妥当性	病院に対して負担金の内訳を公表し、その妥当性について検証と合意の機会を与えることが必要である。	各病院に当初予算見積書と負担金算定の資料を配付し、妥当性の検証を行っている。
オ 病院業務の運営状況	(ア) 須坂病院	ベッドやストレッチャー等の大型物品の保管場所や適正な配置数について考慮されていない。ベッドは、計画的に数量や型式を整理していくことが望ましい。 また、薬品等の過剰在庫については、病棟薬剤師による患者への服薬指導の充実とともに、病棟配置薬は薬剤科での管理とし、検査に関する作業を病棟看護婦の担当から検査技師の担当とすることが望ましい。	大型物品は、病棟間で共有化を図るなど、適正配置に努めるとともに、ベッド及びストレッチャーについては新棟開設に合わせて整備をした。 また、薬剤師による患者への服薬指導の充実を図るとともに、病棟配備薬については薬剤科で管理することとし、外来における採血業務を検査技師が担当するよう改善した。
	(イ) 阿南病院	①休診中や常設でない診療科があり、施設が遊休化しているため、標榜科目の見直しや1室当たりの面積に余裕を持たせるなどの工夫も検討すべきである。	地域住民のニーズを踏まえ、平成16年度に一般病床を改修し、平成17年4月に療養病床を開設して、施設の有効活用を図る。
		②機器更新の時期となっているが、同等の機器が患者取扱い状況からみて必要かどうか十分検討したうえで、機器の更新を考える必要がある。	機器の更新にあたっては、地域における病院の役割を踏まえ、患者数、収益など費用対効果を考慮して、その必要性を検討することとした。
(ウ) 木曾病院	1病棟内で看護度のばらつきが大きく、個別対応する看護婦の負担が大きくなっていることから、患者ニーズへの対応や病院経営の効率化のためには、現状の病棟の看護体制を科別看護方式から段階的患者ケアへ移行することなども検討すべきである。	平成14年9月に発足した「病床運営委員会」において、病棟間での弾力的な患者受け入れを調整することにより、病院経営の効率化を図った。 なお、段階的患者ケアへの移行については、検討の結果、木曾病院の看護体制(規模)では、ある程度科別方式を残さざるを得ない。	

## (2) 財務事務の執行

事 項		監 査 結 果 (要旨)	措 置 の 内 容
ア 医薬品の管理	(ア) 医薬品使用の効率性	医薬品の使用効率を改善し管理レベルを向上させるためには、医薬品の払出数量と医療行為に結びついた払出数量とを比較することが有効である。	須坂病院、木曾病院はオーダーリングシステムにより、阿南病院、こども病院では薬品管理システム等により、それぞれ医療行為に係る医薬品の払出数量は把握可能であり、比較検討を実施している。※
イ 給料・手当の計算事務	(ア) 集計計算事務	給料・手当については、各病院とも集計作業に相当の時間がかけられているため、集計作業を容易にすることにより、給与計算担当者の事務作業を軽減し、その分、経営管理面を重視した管理データの作成業務に移行することが望まれる。	平成16年度に本稼働予定の県の内部事務総合システムの中で、システム化し、給与計算担当者の事務作業を軽減する。※

## 3 おわりに

事 項	監 査 結 果 (要旨)	対 応 状 況 等
	負担金制度の見直しを行い、日々の努力の成果が正しく測定され、病院職員の納得のもとに適正な評価がされる仕組みが重要である。	駒ヶ根病院の精神増こう経費、阿南病院の精神増こう及び不採算部門経費、木曾病院の不採算部門経費に係る負担金について、平成14年度予算から固定化し、損益に与える負担金の影響を抑えることとした。 また、各病院に当初予算見積書と負担金算定の資料を配付し、妥当性の検証を行っている。

監査委員事務局

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成14年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき長野県知事が講じた措置について、次のとおり通知があったので、同項の規定により、これを公表します。

平成16年3月8日

長野県監査委員 石坂千穂  
同 樽川通子  
同 丸山勝司  
同 東方久男  
15道建第133号  
平成16年(2004年)2月10日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中康夫

平成14年度包括外部監査に係る措置について（通知）

平成15年3月17日付けで包括外部監査人柳澤孝男氏から提出のあった、平成14年度包括外部監査の結果に関する報告（及び監査結果に関する報告に添えて提出する意見）に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第252条の38第6項により通知します。

## 記

## 1 監査の対象となった事件名

長野県道路公社の財務事務の執行について

## 2 措置の内容

## (1) 会計処理について

事 項	監 査 結 果 (要旨)	措 置 の 内 容
1 受託業務に係る会計処理	受託業務を工事請負業務と工事事務業務に区分すること、及び繰越工事について年度末に予算額に一致させるための処理は不要である。	補助金等の受入を明確にするため区分していたが、企業会計としては必要ないので改める。
	年度末までに竣工した工事については、竣工時に相殺処理すべきである。	工事が竣工したときに、当該金額について受託業務受入金と受託業務支払金を相殺する。
2 茅野有料道路無料開放に係る仕訳	① 無料開放に係る仕訳 起票が一部省略されており、財務諸表と財務諸表附属明細書との不整合が生じている。	路線の無料開放を行う場合は、仕訳及び起票等、適正な事務処理を行うこととした。
	消費税について税込処理を実施しているにも拘わらず、建物売却収入の消費税を預り金として処理したため、収益計上漏れとなっている。	路線の無料開放を行う場合は、仕訳及び起票等、適正な事務処理を行うこととした。
	② 他路線からの借入金の返済に係る仕訳 茅野有料建設当初、他路線からの借入金返済の起票が一部省略されている。	路線の無料開放を行う場合は、仕訳及び起票等、適正な事務処理を行うこととした。
3 消費税還付金の会計処理	消費税の還付金を「償還準備積立金」に積立てているが、一部仕訳誤りにより雑収入及び積立金繰入額が計上漏れとなっている。	消費税の還付金を「償還準備金」に積み立てる場合は、仕訳等、適正な事務処理を行うこととした。
4 財務諸表と財務諸表附属明細書との不整合	起票によらないで財務会計上の残高を変更する場合は、社内での適切な承認を得ることが必要である。	財務会計上の残高を変更する場合は、起票により、適正な事務処理を行うこととした。
	財務諸表附属明細書と、財務諸表の各科目の対応する数値とは一致することが必要である。	財務諸表附属明細書と、財務諸表の各科目の対応する数値と一致する適正な事務処理を行うこととした。
5 未払金の計上漏れ	修理完了後は速やかに請求書を入手し、支払を行うことが必要である。	同様事例については原因者特定の可能性の有無を速やかに判断し、迅速な事務処理を行う。
6 退職手当引当金	「業務上の死亡」等に適用される増額分を含めて引当てていたため、規程より過大に計上されている。	会計規程実施細則に基づき計上する。また、過大に計上したものは平成14事業年度に取り崩し等の手続を行った。

## (2) 契約書の保存について

事 項	監 査 結 果 (要旨)	措 置 の 内 容
1 契約書の保存	保存期限を過ぎて保存している文書があるので、文書規程の主旨を理解し、適切な文書保存を行うことが必要である。	文書規程により適切な文書保存及び処分を行う。

## (3) 工事契約について

事 項	監 査 結 果 (要旨)	措 置 の 内 容
1 発注方式	公募型指名競争入札とすべき金額の工事を、従来型指名競争入札で実施しているものがあつた。	トンネルの換気設備を築造するもので、製造業者が限られるため指名競争入札とした。今後は、一層競争性・透明性を確保するよう努め、県の入札制度に準じて実施する。
2 予定価格の設定	積算価額と異なる予定価格を設定する場合には、合理的な根拠に基づく場合に限るべきである。	平成14年度から設計金額を予定価格としている。
3 部分払請求書	変更後の工期を明らかにしたうえで、部分払いに応じることが必要である。	適切な工事事務処理を行う。
	請求書の出来高率の記載に誤りのあるものがあつた。正しい記載をするよう指導することが必要である。	適切な工事事務処理を行う。
4 下請負人通知書	下請負人通知書の報告を適時に求めることにより、一括下請け等が行われていないことを確認することが必要である。	適切な工事事務処理を行う。

## (4) 固定資産の管理について

事 項	監 査 結 果 (要旨)	措 置 の 内 容
1 現物管理	連番を付したシールを貼る等、全管理事務所ですべて統一した備品管理を行うことが必要である。	固定資産台帳と現品の確認を行い、備品ラベルを貼付した。
2 本社の固定資産	本社が使用する固定資産は、台帳上本社の資産区分を設け、減価償却費は本社経費として計上することが必要である。	本社の資産区分を設ける等明確に管理する。また、減価償却費については本社経費として把握し、各路線に配賦した。
3 除却	車両以外の資産についても処分基準を明確にし、使用する見込のない固定資産は定期的に除却処理をすることが必要である。	県の規程に準じて除却処理することとした。

## 添えて提出する意見

## (1) 料金徴収について

事 項	監 査 結 果 (要旨)	措 置 の 内 容	
1 委託契約	① 契約形態	一者に継続して委託することが経済性、効率性等の点から適切であるか再検討することが望ましい。	外郭団体の見直し及び環境ロードプライシングに向けた料金値下げ実験等の動向を踏まえ、他の業者への委託の可能性についても検討することとした。
	② 委託料に対する検査	年度毎の実績の提出を求め、定期的に支出内容について調査することが望ましい。	実績の提出を求めるとともに、支出内容について調査することとした。
	③ 料金徴収体制	料金徴収業務に従事する徴収員の基本的方針を示し、それに準拠して行われているか、実態を把握しておくことが望ましい。	徴収員の基本的方針を示すとともに、委託先の実態調査を実施することとした。
	④ 委託料の積算	料金徴収業務の人件費及び経費等の積算上、一定の基準を設定することが望ましい。	人件費及び経費等の積算上の基準を設け、積算の統一を図ることとした。

	⑤ 志賀中野の自動機の更新可能性	有人機に切替える方が経済的としているが、実施に当たっては最新の見積り等に基づき、適切な判断をすることが望ましい。	実施にあたっては、外郭団体の見直し及び環境ロードプライシングに向けた料金値下げ実験等の動向を踏まえ、適切な判断を行うこととしている。
2	公社の収受額のチェック体制	料金徴収対象外の緊急車両等の記録用紙を統一し、また、料金徴収の事後検証のために料金収入日報の添付資料として同記録を本社へ報告するよう徹底を図ることが望ましい。	記録用紙の統一を行うとともに料金収入日報の添付資料として本社へ報告するよう改善した。

(2) 工事関係について

事 項	監 査 結 果 (要旨)	措 置 の 内 容
1 合併施工に伴う問題点	<p>予算の関係等で、自社経費と受託経費の間で恣意的な処理がなされやすいので、適正な会計処理を行うことが必要である。</p> <p>公社の財務諸表だけでは、新和田トンネル有料道路全体の情報は表せない。本道路全体に係る情報を、注記等の形で開示していくことが望ましい。</p>	<p>適正な業務実績により振替処理を行うこととする。</p> <p>道路全体に係る情報を明示することとした。</p>
2 近接工事の調整	<p>早期完成のため一抜け方式を採用したが、結果的に工期の遅れが発生した。工事に係る進捗管理をより徹底することが望ましい。</p>	<p>早期発注に努めるとともに、各業者の行程表の検討及び調整を適切に行い、工事に係る進捗管理をより徹底することとした。</p>

(3) その他の事項について

事 項	監 査 結 果 (要旨)	措 置 の 内 容
1 パソコンの経済的な購入に関する課題	<p>リース契約の可能性を含め、更新計画を立て、経済的な購入を検討することが望ましい。</p>	<p>更新にあたっては、計画的・経済的な導入を行うこととしている。</p>
2 臨時職員給与の現金払い	<p>管理上の観点から個人別口座振替とすることが望ましい。</p>	<p>全員口座振替に改善した。</p>
3 徴収員会議に係る会議費	<p>会食代、タクシー代を支出しているが、実質的な会議とし、飲食を伴う会議の開催は見直すことが望ましい。</p>	<p>実質的な会議とし、会食代、タクシー代の支出は廃止した。</p>
4 交際費	<p>平成13年度に、地元自治会等に対しお中元・お歳暮の時期にビール券の配布を行っているが、不要不急の交際費の支出は廃止することが望ましい。</p>	<p>不要不急の交際費は廃止した。</p>
5 県互助会事業主負担	<p>従業員の福利厚生への補助の範囲について再検討が望ましい。</p>	<p>補助の範囲について見直しを進めている。</p>

(4) 現地事務所におけるその他の管理上の問題点について

事 項		監 査 結 果 (要旨)	措 置 の 内 容
1 切手、通行券等資産の管理状況	① 郵便切手の管理	<p>現物と帳簿残高とを、定期的に担当者以外の者が確認することが望ましい。(白馬長野)</p>	<p>毎月月末に、所長が現物確認を行うよう改善した。</p>
		<p>現物との定期的な実査を行うことが望ましい。(五輪大橋)</p>	<p>毎月月末に、所長が現物確認を行うよう改善した。</p>
	② 工事用車両通行券	<p>帳簿有高を記録するフォームとし、月末等には実際の有高を突合するなど、これらの記録を管理上活用することが望ましい。</p>	<p>帳簿有高を記録し月末等には実有高と突合するよう改善した。</p>
	③ 回数券の管理	<p>統一した管理体制を整え、不正等を事前に防止できるシステムを構築すべきである。また、回数券の偽券の不正発見策を講じることが望ましい。(松本トンネル)</p>	<p>所長の承認を得た上で発行することとした。また、偽造防止の加工を施した回数券に改善した。</p>
④ 凍結防止剤の管理	<p>県からの受託分を、受払簿上、別管理が必要かを検討し、適切な記帳を行うことが望ましい。(白馬長野)</p>	<p>一元管理することとし、受払簿には累計を記帳することとした。</p>	

		受託部分の使用量を、合理的な基準で推定し、次年度の県への要求内容に反映させることが望ましい。(新和田)	受託部分の使用量を推定し要求していくこととする。
		受託分に係る納品書等の証憑が入手されていない。(新和田)	委託先の建設事務所の証憑の写を入手することとした。
2	事故の顛末報告	事故の原状回復を確認した記録を残すことが望ましい。また、示談書等の様式については、公社の様式を定めることが望ましい。	管理事務所職員が立会い復旧確認の記録をする。 様式は制定済
3	パトロール関係	平常パトロールは、規定に従い1日2回実施するとともに報告書を提出することが望まれる。(白馬長野)	規定どおり実施するとともに報告書の提出を徹底する。
		平常パトロール実施時には、項目のチェックを適正に実施されるよう管理を強化することが望ましい。(平井寺)	チェック項目について適正に実施するよう徹底する。 また、所長が実施項目を確認する。

## (5) 債務の償還可能性について

事 項	監 査 結 果 (要旨)	措 置 の 内 容
1 会社の現状	現在の財政状態は比較的安定しているように見られるが、今後は平成6～8年に開設された道路の不採算により悪影響を受けるものと予測される。 五輪大橋第Ⅱ期工事の着工については、慎重な決断が望まれる。	有料道路事業として、Ⅱ期工事は実施しない。
2 道路の取扱い	今後の建設に当っては、路線毎の地域経済等を考慮した費用便益分析及び住民の意見等を考慮し、採択する評価基準を明確にすることが望まれる。	新規路線の建設は行わない。
	採算性の悪い道路については、有料道路として継続していくのか、早期無料開放を行うのか、いずれが社会的便益に貢献するのか見極めることが必要である。	財務条件等を満たした時点で公社を廃止する。 なお、無料開放に向け平成16年度前半に改革実施プランを策定する。
	採算性のある路線については、一般道にするのが適切なかどうか十分検討すべき事項と思われる。必要以上に維持管理費がかかる路線については、管理有料制の採用も検討することが望ましい。	財務条件等を満たした時点で公社を廃止する。 なお、無料開放に向け平成16年度前半に改革実施プランを策定する。
3 最後に	公社が存続するとすれば、道路サービスの安全且つ効率的な提供において積極的に貢献することが必要である。 その場合は、委託業者の選定及び監督、利用者満足度など社会的便益の向上、経費の節減等これまで述べたような経営努力が必要である。 そして県との協働により、早期に無料開放したほうが良い路線については無料開放を、受益者負担が適切な路線については有料制の維持というように、柔軟な対応をしていくことが望まれる。	財務条件等を満たした時点で公社を廃止する。 なお、無料開放に向け平成16年度前半に改革実施プランを策定する。

監査委員事務局

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成14年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき長野県知事が講じた措置について、次のとおり通知があったので、同項の規定により、これを公表します。

平成16年3月8日

長野県監査委員 石坂千穂  
同 樽川通子  
同 丸山勝司  
同 東方久男  
15企総第259号  
平成16年(2004年)2月17日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中康夫

平成14年度包括外部監査に係る措置について（通知）

平成15年3月17日付けで包括外部監査人柳沢孝男氏から提出のあった、平成14年度包括外部監査の結果に関する報告（及び監査結果に関する報告に添えて提出する意見）に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第252条の38第6項により通知します。

## 記

## 1 監査の対象となった事件名

企業局の経営する事業の管理について

## 2 措置の内容

## (1) 各事業共通の事項

事 項	監 査 結 果 (要旨)	措 置 の 内 容
1 引当金の計上方法	① 退職給与引当金 退職給与引当金の設定方法が、発生主義会計の適用とはいい難く、適正な期間損益計算を行うために不足する額について、退職給与引当金の追加設定が必要である。	ガス事業について、平成15年度において追加設定を行うため、2月定例会に補正予算案の提案を予定しています。
	② 修繕引当金 ガス事業、水道用水供給事業及び観光施設事業に係る修繕引当金残高が過大なものとなっている。 主として費用計上額を平準化する目的で引き当てられているが、明確な引当基準が必要である。	ガス事業及び水道用水供給事業については、平成15年度予算から修繕費の計上方法の変更措置を行いました。

## (2) 電気事業

事 項	監 査 結 果 (要旨)	措 置 の 内 容
1 建設準備勘定	① 籠川建設準備勘定 籠川建設準備金465百万円については、内容を再検討し、資産性が無いと認められる部分についての金額について除却処理が必要である。	平成15年度において除却処理を行うため、2月定例会に補正予算案の提案を予定しています。
	② 新規地点調査費 新規地点調査費256百万円については、今後の発電所建設計画を再検討し、不要と判断される部分は除却処理が必要である。	上水内郡豊野町大倉地籍に係る準備勘定39,843,096円については、平成14年度において除却処理を行いました。 また、残案件については、資産性を失った部分から、除却処理を行います。
2 工事関係の入札	指名競争入札について19件中14件が1回目で落札している。落札率も98.6%と高い落札率であった。	長野県公共工事入札等適正化委員会による入札制度の検討結果に基づき入札制度の透明性と競争の確保に努めています。
3 固定資産の有効活用	「飯綱山の家」については、今後の利用計画や電気事業での保有の意義など再検討が必要である。	平成15年度において、当該資産を売却しました。
4 固定資産の付保	火災保険について外部要因に左右されない付保の方針を維持していくことが必要である。	平成13年度に決定した付保方針を、今後も維持していきます。
5 電気事業の展望	公営電気事業を取り巻く環境が厳しくなる状況下で、平成22年3月31日までに、事業のあり方について何らかの対策を考える必要がある。	平成15年12月「企業局事業の民営化計画」を策定し、電気事業のあり方を取りまとめました。

## (3) 水道事業

事	項	監 査 結 果 (要旨)	措 置 の 内 容
1 固定資産の管理	① 固定資産の実地照合	固定資産について可能な限り固定資産台帳上の資産番号を記載したシールを添付し、現物管理を行う必要がある。	資産番号を記載したシールを作成・添付し、定期的な現物管理の徹底を図りました。
	② 定期的な固定資産実査	固定資産管理台帳と固定資産現物との定期的な照合が行われていない。	
	③ 固定資産管理台帳	固定資産管理台帳上の配置箇所と現物の配置箇所とに違いがある。	平成14年度決算において修正処理を行いました。
	④ 資本剰余金	ア 資本剰余金 固定資産明細表の資本剰余金と貸借対照表の資本剰余金とに差異が生じている。  イ 工事負担金 工事負担金にかかる事務費相当額について固定資産に配賦の必要がある。	平成14年度決算から工事負担金の事務費相当額の配賦方法を改正し、差異を生じさせないよう管理の徹底を図りました。
2 貯蔵品の実地棚卸	薬品等少額貯蔵品について物品管理の適正化を図る観点から受払いの記帳、定期的な実地棚卸を行う必要がある。	平成14年度に、薬品について受払簿を作成し、物品管理の適正化を図るとともに、実地棚卸を行いました。	
3 長期未精算の建設仮勘定	建設仮勘定に長期にわたる未精算のものがある。 ア 発生から相当期間が経過しているため、速やかに損失処理すべきもの 819千円 イ 平成11年に既に稼働しているもの 17,481千円 ウ 平成15年度以降に工事が完成し稼働するもの 787,842千円	アについて 819千円は、平成14年度決算において損失処理を行いました。 イについて 17,481千円は、平成14年度決算において、固定資産への振替処理を行いました。 ウについて 787,842千円のうち、平成14年度工事完成分579,447千円について振替処理を行いました。 なお、残額については、工事完成時に振替処理を行います。	
4 企業債未払利息	企業債に係る支払利息について、発生主義に従い費用認識し、未払利息を計上する必要がある。	平成15年度決算から未払利息を計上します。	
5 水道用水事業と上水道事業との金銭貸借	資金の効率化を目的とした、両事業間の金銭貸借について、適時に合理的な会計処理が行われる必要がある。 ア 平成元年12月 805,025千円 イ 平成9年度以降 1,053,872千円	アについて 平成11年度から平成17年度の間で処理を行います。 イについて 平成16年度から処理を行います。	
6 企業債の償還可能性	上水道事業の事業規模に大きな変化がないにも拘わらず、過去から将来にかけて企業債残高は増加の一途をたどる形になっており、長期的観点に立った場合の企業債の償還可能性が問題となる。	平成15年2月「企業局経営健全化推進計画」を策定しました。 この計画では、安全性、安定供給の確保を図りつつ、水需要動向を反映し建設投資の抑制、企業債残高の通減に取り組むこととしています。	
7 経営形態の見直し	経営形態の見直しに当たっては、改正水道法の趣旨を充分考慮し、水道事業の効率性向上と料金の地域間格差の是正も視野に入れ、広域化の推進も含め、より良い経営形態のあり方を検討する必要がある。	平成15年12月「企業局事業の民営化計画」を策定し、水道事業のあり方を取りまとめました。	

(4) ガス事業

事 項	監 査 結 果 (要旨)	措 置 の 内 容
1 固定資産の会計処理	総係費は、当該年度の完成工事のみに配賦しているが、年度末での建設仮勘定にも配賦する必要がある。	平成14年度決算で、総係費について建設仮勘定への配賦を行いました。
2 固定資産の現物管理	固定資産について可能な限り固定資産台帳上の資産番号を記載したシールを添付し、現物管理を行う必要がある。	資産番号を記載したシールを作成・添付し、定期的な現物管理の徹底を図りました。
3 工事関係の入札	入札状況をみると、落札率及び一位不動入札の割合はともに高い水準となっている。	長野県公共工事入札等適正化委員会による入札制度の検討結果に基づき入札制度の透明性と競争の確保に努めています。
4 委託業務の入札	予定価格の算定のために、見積を取っている事例があった。入札の競争性が損なわれないような方策が必要であった。	見積の徴収に当たって、競争性の確保が図られるよう留意します。
5 企業債未払利息	企業債に係る支払利息について、発生主義に従い費用認識し、未払利息を計上する必要がある。	平成15年度決算から未払利息を計上します。
6 ガス事業の展望	これまでの利益や必要設備投資額では、民間譲渡は難しい上、企業局で事業を継続する場合に新たに多額の企業債を発行する必要がある。従って、今後よりいっそうの経費圧縮と設備投資の効率化が求められる。	平成15年2月「企業局経営健全化推進計画」を策定しました。 この計画では、建設改良費の抑制を図り、企業債残高の通減に取り組むこととしています。

(5) 観光施設事業

事 項	監 査 結 果 (要旨)	措 置 の 内 容	
1 保健休養地事業	① 入札保証金	入札保証金の免除について、審査した証拠を明らかにすることが必要である。	工事起工伺いの整備を行いました。
	② 会計処理の適正性	ア 売上原価見返勘定 富士見高原保健休養地は昭和60年度、開田高原保健休養地は平成12年度をもって終結しているため、開発最終年度において売上原価見返勘定の残額は精算されるべきであった。	売上原価見返勘定及び観光用地開発仮勘定については、保健休養地事業の終了に合わせ、平成14年度決算において精算処理を行いました。
		イ 観光用地開発仮勘定 開発計画策定時とそれ以後において計画策定の基礎となる状況が大きく変化し、分譲予定価額が開発投資額を下回ることとなった場合には、開発投資額の方譲予定価額超過分は分譲地の販売によって回収することが困難となるため資産計上金額を、処分見込価額まで 切下げざるべきであった。	
2 観光施設貸付事業	施設貸付料が、実際の発生経費を下回り採算の取れる料金設定となっていない。運営を株式会社に委託することは民間の経営手法を活用し、効率性の高い経営を行うためであるが、料金設定と経営助成を混同することは事業の存在意義の検討を先送りすることとなる。	白鳥園施設貸付事業については、平成15年3月31日で終了しました。	
3 有料道路事業	① 独立採算制について	平成11年度において、観光施設事業会計と有料道路事業会計が統合されているが、それぞれの事業は独立採算で行われている事業であり、結果として各事業別の採算を解りにくいものになっている。	有料道路事業に係る精算補助金について、平成14年度公営企業決算書及び決算附属書類「事業報告書」に受入補助金の使途について記載を行いました。
	② 観光施設事業と有料道路事業の会計区分の明確化及び精算処理	統合された観光施設会計内における観光施設事業と有料道路事業の財政状態及び収支の状況を事業別に明確にし、それぞれの事業終結における一般会計と企業局特別会計との精算状況が明確となるような処理が必要と考え	



		られる。 特に、今後受け入れる補助金が目的外に使用されると誤認されないよう留意する必要がある。	
4 保健休養地事業	① 土地鑑定評価	保健休養地の分譲価額の決定のため、3地点の不動産鑑定士による鑑定評価を実施したが、基準3地点の中間地点の鑑定評価額は、分譲価額設定には利用されていなかった。中間ランク地についての鑑定評価は不要であり、不経済であったと考える。	当初は、中間地点の評価についても採用する予定でしたが、結果として採用せず不経済となりました。今後、適切な鑑定評価に留意します。
	② 観光用地開発仮勘定	観光用地開発仮勘定に含まれている設備について、速やかな処分又は適正な会計へ移管すべきである。 ア 土地 イ 電話加入権 ウ 備品(公用車)	平成14年度決算において、固定資産への計上、売却等の処理を行いました。
	③ (株)長野県地域開発公団	長野県の実施する保健休養地の開発分譲が、平成14年度をもって事業を終了し、企業局が行う保健休養地事業は全てを終了することが計画されている現在、同公団の今後の在り方が問われるところである。	県出資等外郭団体見直し専門委員会から団体を廃止すべきとの報告があり、現在、廃止に向けた作業を進めています。
5 観光施設事業	長野県観光事業(株)が運営している戸倉上山田ヘルスセンター(白鳥園)の事業は、来客数の減少により赤字の状態が続いているため平成14年度をもって終了し、平成15年8月まで日帰り演芸浴場部門のみを戸倉町に貸与することが予定されている。 その後の利用については検討段階であるが、施設の後利用についていくつかの課題を検討する必要がある。	白鳥園施設の後利用については、関係機関(戸倉町(現千曲市)、学識経験者、庁内関係部局)で構成した後利用検討委員会の検討を経て、現在、千曲市において具体的な活用方法が検討されています。	
6 有料道路事業	霧ヶ峰有料道路の無料開放後の環境負荷については、対策費用の処理も含めて引き続き慎重に検討する必要があると考えられる。 県としては、今後維持管理費用及び環境対策費用等をどう負担していくかの方法を含め様々な観点から再検討を行い、この道路の利用、維持・管理について見直していく必要があると思われる。	旧霧ヶ峰有料道路については、現在、一般県道として管理しています。 なお、環境対策等については、「ビーナスライン沿線の保護と利用のあり方研究会」(平成14年7月設置 事務局 生活環境部環境自然保護課)において検討を進めています。	

監査委員事務局

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品及び数量  
医事会計・給与システム用機器一式
- (2) 物品の特質  
入札説明書及び仕様書のとおりです。
- (3) 借入期間  
平成16年3月26日から平成16年3月31日まで
- (3) 借入場所  
松本市旭2-11-30  
長野県救急センター
- (4) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当た

ては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入

札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県衛生部医務課  
電話 026(235)7145

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年3月19日(金)午後2時から  
イ 場所 長野県庁西庁舎1階 打合室1

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成16年3月18日(木)午後5時  
イ 提出場所 県庁専用郵便番号 380-8570  
長野県衛生部医務課

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

医 務 課